

令和3年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会 御意見・御質問等の集計結果について

①御意見・御質問

資料	頁	分野	基本的方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員
1 資料2	1頁	1	①	ウ	「地域支援研究会」の構成員がわからないので記載して欲しい(または、「〇〇を含めた△△会」といった記述)。	御意見を踏まえ、進捗状況を次のとおり修正しました。→「複雑な問題を抱える事案に対し、課題や関係機関の役割を整理し、関係機関が連携して支援を行うための体制を構築するために検討会を開催しました。関係機関が抱える課題を共有し、引き続き、体制の構築のための検討を行います。また、相談支援機関の職員と共同で、重層的支援体制整備に向けた継続的な人材育成、研修の実施体制のあり方を検討するため、市の福祉・教育・子ども担当課の他、社会福祉協議会や障がい者生活支援センター、地域包括支援センターの各職員で構成される地域支援研究会を創設し、会議を開催しています。」	近藤委員
2 資料2	1頁	1	①	ウ	取り組みの「基幹型地域包括支援センターと共同し、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します」が抽象的で、進捗状況についても単語の羅列で具体的な姿が見えてこないため、具体的な進捗状況や個別事例の検討結果を教えてください。	ひとつの世帯に複数の課題が存在している状態や、世帯全体が孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、障がい、子ども、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題への対応が困難になってきている背景があり、令和2年に多職種から構成される地域支援研究会が発足しました。研究会では、まずは相談支援機関の職員に求められる地域支援の能力を開発するための研修プログラムの構築を行い、令和3年8月に専門職間合同研修を実施しました。この研修は次年度以降も開催予定です。また、個別の事例検討については、令和3年8月時点では行っておりませんが、今後実施していく予定です。	黒川委員
3 資料2	2頁	1	①	ク	「グループホームの居室を男女各1室確保し、いつでも宿泊体験ができる場を提供しています」とあるが、「いつでも」と記載されていると、簡単に予約ができると誤解して短期入所の代わりに利用したいと考えてしまう方がいらっしゃるのではないかと。	グループホーム花桃(高森台)に、宿泊体験専用の居室を男女各1室ずつ確保しているため、「いつでも」という表現を用いています。ご指摘のとおり、短期入所の目的とは異なるため、今後も本来の目的であるグループホームの体験利用として、利用者への周知に努めます。	服部委員
4 資料2	3頁	1	②	イ	訪問入浴の拡充について、居宅の風呂では対応できない障がい児の利用は可能か。	訪問入浴の対象者は、18歳以上の身体障がい者を対象としており、今のところ障がい児は対象としておりません。	三輪委員
5 資料2	3頁	1	③	ウ	ヘルプマーク普及啓発用のポスターが平成30年のものなので、新しいポスターは作らないのかどうか。	令和2年3月に市独自にポスターを作成しております。積極的な啓発方法について検討していきます。	渡邊委員

資料	頁	分野	基本的方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員	
6	資料2	4頁	2	①	オ	令和3年度進捗状況に次の内容を付記すること。「サポートブックの活用促進・周知の際、見本も配付する」	御意見を踏まえ、進捗状況を次のとおり修正しました。→「ホームページに掲載するほか、特別支援学級のコーディネーターを対象とした研修会や春育フェアにおいて、保育園、幼稚園、学校関係者へ周知するとともに、見本を配布します。」	近藤委員
7	資料2	4頁	2	①	コ	「施策」の「放課後児童健全育成事業」について、 ①後(学童保育)の記入をすべき。 ②放課後等デイサービスとの違いをはっきりとさせて欲しい。	①第5次計画は策定済であるため、次期計画策定時に「放課後児童健全育成事業(学童保育)」とすることの是非を検討いたします。 ②放課後児童健全育成事業は保護者が労働等で昼間不在となる子どもに適切な遊びや生活の場を提供するものであるのに対し、放課後等デイサービスは障がいのある子どもに生活能力向上のための訓練や社会との交流促進など行うものです。当該資料に記載する性質のものではないこと、第5次計画の用語集において説明を掲載済であることから、追記等は不要であると考えます。	近藤委員
8	資料2	5頁	2	③	イ	ケース検討を含め研修は必要であるため、令和3年度進捗状況に次の内容を付記すること。「学校生活支援員への研修を継続的に行う」	「取り組み」に記載すべき内容であるため、次期計画策定時に記載することの是非を検討いたします。なお、研修は継続的に行っている旨を担当課に確認済です。	近藤委員
9	資料2	5頁	2	③	ウ	令和3年度進捗状況に次の内容を付記すること。「スクールカウンセラー〇名と心の相談員週〇時間の配置」	御意見を踏まえ、進捗状況を次のとおり追加しました。→「 <u>スクールカウンセラー11名と心の教室相談員週12時間の配置をしています。また、心の教室相談員については市内3校に常勤で配置しています。</u> 」	近藤委員
10	資料2	5頁	2	③	ウ	教育現場に特別支援教育が定着していない現状があるため、令和3年度進捗状況に次の内容を付記すること。「各学校における特別支援教育コーディネーターの研修並びにコーディネーターから全職員への研修を定期的に行う」	御意見を踏まえ、進捗状況を次のとおり修正しました。→「市内小中学校の専門委員、コーディネーターのための研修を定期的に行っています。」	近藤委員
11	資料2	5頁	2	③	オ	特別支援学校の児童生徒が自分の校区にある小中学校にも在籍する副学籍制度について検討したらどうか。	副学籍については、全国で統一された制度ではなく、呼び方や内容についても、各自治体で決められて行っているものです。居住地域とのつながりの維持・充実を図ることが目的の制度であり、居住地校交流については、現在、春日井市でも行っています。また、特別支援学校は、複数の市町村が学区になっているため、近隣の市町村や県(支援学校は県立)とも連携をはかりながら、制度を整えていく必要があると考えられます。	渡邊委員
12	資料2	5頁	2	③	オ	「特別支援教育連携協議会」の構成員がわからないので記載して欲しい(または、「〇〇を含めた△△会」といった記述)。	御意見を踏まえ、進捗状況を次のとおり修正しました。→「春日井市の特別支援教育の課題について、障がい福祉課や保育課、医師、特別支援教育の専門家など、多分野にわたる委員から意見をいただき、障がいのある子どもの学齢前から学童期、卒業後まで一貫した支援について検討します。」	近藤委員
13	資料2	5頁	2	④	イ	「取り組み」に「通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します」とあるが、表現がおかしいため「開催」ではなく「実施」にすべき。	第5次計画は策定済のため、次期計画策定時に「実施」とすることの是非を検討いたします。	近藤委員

資料	頁	分野	基本的方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員	
14	—	3	②	ア	「地域包括支援システム」の通達には「精神障がい者にも対応した地域包括支援システム」と明記されているが、今回の進捗状況の中には、どこに対応したのか見当たらないため、具体的に丁寧な説明をして欲しい。	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについては、地域自立支援協議会に協議の場をおくことといたしました。今後は、他市町村の状況を参考にしながら支援体制の構築について検討してまいります。	黒川委員	
15	資料2	6頁	3	④	ア	家族が感染した場合の障がい児者の対応について、再度確認したい。	まずは保健所の指示や助言に従っていただくこととなります。その後の対応について、障がい児は児童相談所へ、障がい者は障がい福祉課または担当の相談支援専門員へご相談ください。	三輪委員
16	資料2	6頁	3	④	ア	障がい者、その家族は新型コロナウイルスに感染した時の支援について不安を抱えて生活している。そこで、本人・家族が新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となった場合の対応について、過去にとった方法の情報を個人・法人情報に配慮したうえで計画相談員等に公開してはどうか。	令和3年度第1回地域自立支援協議会においても、同様のご質問をいただいております。別紙のとおり回答し、ホームページに掲載しております。	石黒委員
17	資料2	10頁	9	①	イ	災害時要配慮者の個別支援計画を62名に対し作成するとあるが、 ①モデル地区の3地区はどこか。 ②62名のうち障がい者は何名か。 ③誰がどのように作成してどうなるのか。	①神領区、大留下区、石尾台地区 ②10名 ③市と相談支援専門員等の福祉専門職が、意見を交わしながら本人や家族の意向を踏まえたものを作成し、災害時に活用します。	田代委員

資料	頁	分野	基本的 方向	施策	御意見・御質問	事務局回答	委員	
18	資料3	1頁	—	—	—	委員名簿で「優れた識見を有する者」とあるが、評価的ニュアンスを含むので推進協と同じ「学識経験を有する者」に修正すべき。	それぞれ規則に明記されている表現を用いており、地域自立支援協議会の場合は春日井市地域生活支援事業規則第5条第3項第6号に基づきます。今の所、この点について規則改正の予定はありません。	近藤委員
19	資料3	13頁	—	—	—	「元気が出る研修会」の対象と目的を知りたい。	対人援助職の方(ホームヘルパー、福祉サービス事業所職員、相談支援専門員、介護支援専門員、医療関係者、教育関係者など)を対象に、職場での「役割分担」や「コミュニケーション」を学ぶことを目的とした体験型の研修です。	近藤委員
20	資料3	18頁	—	—	—	JHNまあるの【傾向と所感】について。3行目に「8050問題ともいわれる相談が複数ある」とあるが、当市の障がい者及びその家族に向けた8050問題への取り組みと進捗を知りたい。	8050問題については、地域包括支援センターや障がい者生活支援センターなどの関係機関が連携し、課題の把握や解決に向けて取り組んでいます。	黒川委員
21	資料3	23頁	—	—	—	身体障がい者入所施設では接種できない状態とあるが、その後どうなったか。	希望のあった入所者の方については、原則、施設内において接種したと施設に確認いたしました。	三輪委員
22	資料3	23頁	—	—	—	新型コロナウイルスワクチン接種について、事業所と身体障がい者入所施設の職員と入所者への接種を早急にすべき。	希望のあった入所者の方については、原則、施設内において接種したと施設に確認いたしました。	近藤委員
23	資料3	29頁	—	—	—	「土日の相談状況について」の項目中、家族が入院し知的障がいの方が自宅に一人で過ごすことになったこと自体が残念。災害時要援護者台帳・災害時要配慮者に記載されるべき人に該当するのではないか。日頃から有事に際しての支援者の準備をすべき。	当該ケースについては、ご本人が自宅での生活を希望されたため、その意思を尊重し、ヘルパーサービスの調整や相談員による安否確認などを行い、自宅での生活を支援しました。災害時要援護者避難支援制度の周知に努めるとともに地域生活支援拠点等の機能のひとつである緊急時の受け入れ・対応においても、対象者の事前登録について検討してまいります。	近藤委員

令和3年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会 御意見・御質問等の集計結果について

①御意見・御質問 別紙(No.16への回答に係るもの)

質問	<p>新型コロナウイルス感染症に関連して、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者となった要介護者(高齢者)を保護する場所の確保が難しい現状があります。</p> <p>(1)入所系施設(ショートステイを含む)は受け入れが難しい。ヘルパー事業所も対応できる事業所が限られる。</p> <p>(2)事業所の受け入れ可否等の情報が集約されていないため、問い合わせに時間がかかる。</p> <p>(3)医療機関でレスパイト入院の受け入れが可能などところが見つかったが、数は少ない。当然個室対応となり、料金が高くなる。</p> <p>先日、対応した高齢者のケースでこういった現状がありましたが、障がい分野では情報の集約や受け入れ体制は整っていますか。</p>
----	--

回答者	回答
事務局	<p>家族介護者が新型コロナウイルスに感染し不在となった際の要介護者(障がい者)の受け入れについて、地域生活支援拠点の緊急ショートをはじめ市内及び近郊の短期入所事業所等に障がい福祉課から受け入れの要請を行います。受け入れに至ったケースはありません。医療機関の中で、受け入れの実績がある病院については、検討していただいたケースがあります。障がい分野においても、情報の集約や受け入れ体制の整備は喫緊の課題と考えています。</p>
基幹相談支援センター しゃきょう	<p>家族が感染したケースについて、一家が日本語をほとんど話せなかったため、県の通訳事業等を通じて、保健所とつなぎ、食料支援などの必要な情報を提供するなどしました。</p>
春日苑 障がい者生活支援センター	<p>濃厚接触者となったヘルパーを利用している方が日中活動事業所から受け入れを拒否されたため、在宅の見守りサポート体制確保で各所連絡調整し、最終的には知的障がいのある家族が対応されたことがありました。他には、ヘルパーより「本人が陽性だと主張しているが信ぴょう性がない」という連絡が入り、確認すると本当に感染していたため、至急各事業所に連絡をしたケースがありました。各ケースとも基本的には行政や保健所の指示に従って対応しています。</p>
障がい者生活支援センター かすがい	<p>唯一の家族である保護者が陽性となり入院。当事者(知的障がい)をPCR検査に連れて行こうとしましたが、濃厚接触者であったためタクシーや付き添い人の手配に苦慮しました。陰性が証明されたため、地域生活支援拠点の緊急ショートの利用を進めようとしたが、本人が在宅を望んだためヘルパー調整をして食事の配達などを行っていただきました。また、相談員とヘルパーにて1日に数回電話やメールなどで安否確認を行いました。実際、当事者(障がい者)が陰性(濃厚接触者)であった場合でも、すぐに利用できる受け入れ先(短期入所等)は無いに等しいと思われます。</p>
障がい者生活支援センター JHNまある	<p>今のところ障がい者本人を保護しないといけないケースに遭遇していないのですが、発生した場合、その時期によっても受け入れ体制や仕組み、対応してくれる医療機関・施設等も変動していると思われるので、その時に情報収集に追われるのだらうと思っています。しかし、その場合でも今までに起きたケースの対応や解決策の蓄積・共有がされていると無駄な時間と労力は避けられるかと思えます。</p>
障がい者生活支援センター あつとわん	<p>家族が感染したことで、子どもが濃厚接触者になるケースがありましたが、家族内での対応が可能であったため調整を行ったケースはありません。</p>

令和3年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会 御意見・御質問等の集計結果について

②その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や防災に係る施策について、協議会で議論すべき事項や御意見

内容	事務局意見	委員
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で不安を感じているが、地域生活支援拠点が整備され、緊急時に24時間体制で保護をしてもらえる場があることは心強いと感じる。</p>	<p>家族介護者が新型コロナウイルスに感染し不在となった際の要介護者(障がい者)の受入れについて、地域生活支援拠点の緊急ショートをはじめ市内及び近郊の短期入所事業所等に障がい福祉課から受け入れの要請を行います。受入れに至ったケースはありません。医療機関の中で、受入れの実績がある病院については、検討していただいたケースがあります。受入れ先についての情報の集約や受入れ体制の整備は喫緊の課題と考えています。</p>	服部委員
<p>同居家族が陽性となり、障がい者が取り残された場合の支援体制について。濃厚接触者であると、地域生活支援拠点でも受け入れが出来ない。しっかりとした医療機関との受け入れも定まっていない。</p>		田代委員
<p>「行動制限緩和」という話が出ているが、マスクが出来ない人が行動しづらい事を危惧している。</p>	<p>マスクを着用できない人がいることについて理解を得ることは、誰もが差別や偏見を受けることなく、地域で安心して暮らすために、重要であると考えています。 当市においても、マスクの着用が困難な方がいることや、そうした方への理解や配慮については、市ホームページや広報において、より丁寧な周知啓発に努めていきます。</p>	三輪委員